

広島県告示第六百八十七号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表西部工業技術センターの項中

11	恒温恒湿器	一日	一、五〇〇円	を
11	恒温恒湿器（三〇〇L）	一日	一、五〇〇円	に、
99	生体信号計測装置	〃	三〇〇円	を
99	生体信号計測装置	〃	三〇〇円	を
100	恒温恒湿器（四六〇L）	一回（二四時間以内）	三、九〇〇円	に改め、同表東部工業技

術センターの項中

100	近赤外分光放射輝度計	〃	五〇〇円	を
100	近赤外分光放射輝度計	〃	五〇〇円	に改める。
101	熱変形温度測定装置	〃	八〇〇円	

第二号の表西部工業技術センターの項中

(1)	恒温恒湿器によるもの	〃	三、三〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、八〇〇円を加算する。
(2)	環境試験装置によるもの	〃	一六、三〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一四、八〇〇円を加算する。

める。

(1) 恒温恒湿器（三〇〇L）によるもの	〃	三、三〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、八〇〇円を加算する。
(2) 恒温恒湿器（四六〇L）によるもの	〃	五、四〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに四、二〇〇円を加算する。
(3) 環境試験装置によるもの	〃	一六、三〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一四、八〇〇円を加算する。

に改